

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

近畿（京都）国民年金 事案 6750

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私が養父母と同居し始めた昭和37年3月頃に、養母が、国民年金の集金人を通じて私の国民年金の加入手続を行い、その手続を行った月の国民年金保険料を納付してくれた。

その後の国民年金保険料については、当時、家計を握っていた養父が納付してくれたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年6月18日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳に同年9月16日発行と記されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年6月から同年9月までの間に行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の養父母は、申立期間の保険料は納付済みであり、申立人が関連資料として提出した昭和36年1月から37年12月までの家計簿からは、当時、経済的に保険料の納付が困難な事情はうかがえない。

さらに、申立期間に近接する昭和39年度の納付記録について、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、3か月の納付を示す「03」と記されている一方、申立人の所持する国民年金手帳の「昭和39年度国民年金印紙検認記録」欄を見ると、昭和39年4月から同年12月までの9か月分の保険料が納付済みと記録されているところ、申立人に係るオンライン記録において、同年7月から同年12月までの6か月分の保険料について、平成13年6月13日付けで、未納から納付に記録訂正されており、行政側における記録管理の不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（京都）国民年金 事案 6751

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、高校卒業後から家業に従事しており、私の国民年金保険料については、母が自分たち夫婦の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。

また、昭和55年に結婚した後も両親と同居しているので、母が以前と同じように国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間について、一緒に納付した両親の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、私だけが未納となっていることは不自然であり、納付できないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月に払い出されており、申立人に係るオンライン記録によると、同年4月以降、60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまでの期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母及び父に係るオンライン記録によると、昭和37年4月以降、それぞれ60歳になるまでの期間の保険料は、申立期間を含め全て納付されており、家族の保険料を納付していたとする申立人の母の納付意識の高さを踏まえると、1年と短期間である申立人の申立期間の保険料については納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和42年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、A県B市（現在は、C市）にあった伯母の家に住み込みで働いており、昭和36年4月頃に伯母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、伯母の家に来ていたD組織の集金人に伯母が納付してくれていた。

昭和42年9月頃にA県E市に転居する際に、B市役所へ国民年金の手続に出向いたが、国民年金に加入していないと同市役所から言われた。

伯母にそのことを伝えたら、「そんなばかな。」と言っていたが、伯母は入院中であり、書類の在りかも分からなかったので、E市に転居後は、国民年金保険料を納付するのをやめてしまった。

また、申立期間②が免除期間とされているが、私は、免除申請を行った記憶は無く、当該期間についても伯母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

最近になって、伯母の家で私のB市の国民年金手帳預り証及び国民年金保険料の領収証書等が見付かったので、同市に居住していた申立期間①及び②を保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金手帳預り証に記載されている申立人の国民年金手帳記号番号について、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB市の国民年金被保険者カードに記載されている国民年金手帳の発行日並びに当該手帳記号番号前後の被保険者の記録から、申立人の国民年金の加入手続

は、昭和 42 年 3 月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時期からみて、申立期間①のうち、40 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が、同年 4 月から 42 年 3 月までの保険料は現年度納付がそれぞれ可能である。

また、申立人は、最近になって伯母の家で見付かったとする申立人に係る国民年金手帳預り証及び領収証書等を資料として提出しており、当該領収証書等によると、昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの期間に係る過年度納付書の領収証書の領収日付印欄及び同年 4 月から 42 年 3 月までの期間に係る B 市の「国民年金保険料領収書」の領収印欄に個人印が押されていることが確認できるところ、i) 同市の住宅地図によると、42 年当時、申立人が居住していた町内に前述の領収証書等に押されている個人印と同姓の住宅が確認できること、ii) 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間に係る同市の「国民年金保険料領収書」には、「D 組織長」と印刷されていることなどから、個人印が押されていることについては、D 組織の集金人により国民年金保険料を集金した際に押印されたものである可能性が否定できない上、当該領収証書等に記載されている保険料額は、当時の保険料額と一致する。

さらに、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 42 年 3 月時点において、年金受給権を確保するためには遡って国民年金保険料を納付する必要がある上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の伯母は、自身に係る国民年金被保険者期間（申立期間①及び②を含む。）の保険料について未納が無いことなどを踏まえると、申立期間①のうち、40 年 1 月から 42 年 3 月までの保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立人は、「昭和 36 年 4 月頃に伯母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」旨申し立てているが、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、42 年 3 月頃に行われたものと推認でき、加入手続時期について申立内容と符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間①のうち、36 年 4 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間②について、申立人に係る国民年金手帳預り証の附記事項によると、「毎月保険料を納められたときは領収印欄に取扱者の認印をうけてください。」と記載されているが、昭和 42 年度の保険料領収印欄にはチェックマークしか確認できない上、当該預り証の取扱いについて、C 市は、「詳細は不明である。」旨回答していることなどから、当該預り証のみをもって、申立期間②の国民年金保険料が納付されたものと推認することは困難である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の伯母について、申立人は、「既に亡くなっている。」旨陳述していることから、加入手続及び保険料納付の詳細については確認することができない上、B 市の国民年金被保険者カード

を見ても、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は確認できない。

加えて、申立期間①のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14910

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月25日は4,000円、同年12月25日は5万円、16年12月24日は3万円、17年12月22日及び18年7月25日は2万9,000円、同年12月25日は4万7,000円、19年7月25日は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年7月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成19年7月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑦までの賞与の記録が無いことが分かった。当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑦までの期間については、A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の賞与一覧表に記されている支給日から、申立期間②は平成15年12月25日、申立期間③は16年12月24日、申立期間④は17年12月22日、申立期間⑤は18年7月25日、申立期間⑥は同年12月25日、申立期間⑦は19年7月25日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②から⑦までの期間に係る標準賞与額については、前述の賞与一覧表に記されている賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月25日は5万円、16年12月24日は3万円、17年12月22日及び18年7月25日は2万9,000円、同年12月25日は4万7,000円、19年7月25日は2万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①については、A社が、「申立期間①に係る賃金台帳等の資料は無く、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明だが、当該期間においても申立人を含む従業員全員に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した。」旨回答しているところ、複数の元同僚から提出された賞与明細書等により、当該期間に賞与が支給されていることから判断すると、申立人についても、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の賞与一覧表に記されている申立期間①以降の賞与支給日の状況及び元同僚の陳述から判断すると、平成15年7月25日とすることが妥当である。

また、当該賞与の標準賞与額については、前述の元同僚二人から提出された賞与明細書において、平成15年7月の賞与支給額と同年12月25日の賞与支給額とがいずれも同額であるところ、同年7月の賞与における厚生年金保険料控除額は、いずれも同年4月以前における特別保険料に係る保険料率に見合う額であることから判断すると、申立人の同年12月の賞与支給額を基に当該保険料率により算定される厚生年金保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑦までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該賞与に係る保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（福井）厚生年金 事案 14911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から同年7月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届いたので、厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和52年4月1日から平成13年7月1日まで継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（平成3年6月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、不明である旨を回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年1月22日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月22日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間については、A社のB事業所において、C職として、住み込みで勤務していた。申立期間当時、同事業所には12人程度の従業員がおり、自身を含め全員が正社員であり給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び元同僚から提出された写真から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が有る複数の元従業員は、「申立期間当時、A社において試用期間は無かった。」旨陳述しているところ、申立人の上司であったとする者は、「申立期間当時、A社のB事業所における従業員は全員正社員であり、厚生年金保険の取扱いも、従業員全員が同じ取扱いだった。」旨陳述している。

さらに、前述の元同僚のうち二人及び元上司は、申立期間当時のA社のB事業所に勤務していた者として、申立人のほかに16人の氏名を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を除く当該16人全員について、申立期間に被保険者記録が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿において、申立人と同職種とされる元同僚の標準報酬月額の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年1月から同年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月30日は45万円、同年12月30日及び17年6月30日は50万円、同年12月30日は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月
② 平成15年12月
③ 平成17年6月
④ 平成17年12月

年金事務所からの照会文書により、A社から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間①、②、③及び④に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、賞与振込口座の通帳の写し及び給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、A社から申立期間①、②、③及び④に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の預金通帳の入金記録から、申立期間①は平成15年6月30日、申立期間②は同年12月30日、申立期間③は17年6月30日、申立期間④は同年12月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書に記載されている賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月30日は45万円、同年12月30日及び17年6月30日は50万円、同年12月30日は60万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

年金事務所からの照会文書により、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

また、A社から申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された前述の申立人に係る賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年12月12日は18万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支部における資格喪失日に係る記録を昭和60年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月21日から同年3月20日まで
年金事務所に照会したところ、A社のB支部からC事業所に異動した時期の加入記録が無いことが分かった。

当該時期は、しばらく仕事を休んだ記憶はあるが、退職した記憶は無く、年金記録が欠落しているのは、おかしいと思う。

申立期間について、A社のB支部又はC事業所に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支部から提出された給与支払明細帳、同支部及びC事業所から提出された人事記録並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社B支部に継続して勤務し（昭和60年3月20日にA社B支部からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細帳に

において確認できる社会保険料の控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支部は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14916

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年5月1日から同年11月20日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月20日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から25年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

私は、申立期間も正社員としてB職に従事しており、倒産後も残務整理を行っていたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和24年5月1日から同年11月20日までの期間について、申立人の陳述内容等から判断すると、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を見ると、申立人の資格喪失日について、当初は昭和24年11月20日と記されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和24年10月10日）以後の25年4月19日付けで記録が取り消され、24年5月1日に遡って訂正されている上、申立人のほか元同僚12人の資格喪失日についても、申立人と同様に25年4月19日付けで、24年5月1日に遡って訂正されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿及び旧台帳を見ると、上記12人のうち3人に

については、資格取得日が昭和 24 年 7 月 1 日と記されているところ、前述のとおり、資格喪失日が、いずれも当該取得日以前の同年 5 月 1 日に遡って訂正されており、不整合な記録となっている。

加えて、日本年金機構 C 事務センターは、申立人を含む上記 13 人の資格喪失日を遡って訂正した理由及び上記 3 人の不整合な記録について、いずれも、「当時の関係資料等が存在しないため不明である。」と回答している。

このほか、事業所名簿によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、昭和 24 年 10 月 10 日と記されているものの、前述の被保険者名簿及び旧台帳において、上記 13 人のうち申立人を含む 10 人の資格喪失日が、当初は同年 11 月 20 日と記されていたことから、同社は、同日において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が、申立人について、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 24 年 5 月 1 日に喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年 11 月 20 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿及び旧台帳における上記訂正前の記録から、4,500 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 24 年 11 月 20 日から 25 年 6 月 1 日までの期間については、前述の被保険者名簿の事業主欄に氏名が記されていない上、商業登記簿の記録も確認できないことから、当時の事業主を特定することができない。

また、前述の被保険者名簿において所在の判明した元同僚二人に対して、申立人の A 社における勤務実態等を照会したが、いずれも回答が得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿及び旧台帳において、前述の訂正前の記録を含む A 社における全ての被保険者記録を確認したが、昭和 24 年 11 月 20 日以降に同社で被保険者資格を有する者は見当たらない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14917（滋賀厚生年金事案 752 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社に社名変更。現在は、C社）における資格取得日に係る記録を平成2年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社の役員として入社し、同社が経営していたD事業所において平成2年9月21日から勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が同年10月1日となっているので、記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回、新たに、見付かった給与明細書を提出するので、当該明細書により、平成2年9月の厚生年金保険料が控除されていることが分かるはずであるので、被保険者記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の役員の陳述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できるものの、i) B社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかったこと、ii) 当時の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入について具体的な陳述を得ることはできなかったことなどから、既に年金記録確認滋賀地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年9月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料としてA社における当時の給与明細書を提出するので、再審議してほしい。」と申立てをしているところ、当該明細書及び

当時の役員等の陳述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の当該期間に係る給与明細書における厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成25年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C社の代表取締役は、「A社に係る資料を保管しておらず、申立人に係る届出及び保険料の納付状況については不明である。」旨回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月28日は25万円、17年7月29日は35万円、同年12月29日及び18年7月31日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月29日及び19年7月31日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月29日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成18年12月29日
⑥ 平成19年7月31日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②、③及び④に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間⑤及び⑥に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、A社の元顧問税理士から提出された申立人に係る平成16年分、17年分及び18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、申立人は、当該期間に

賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、前述の平成16年分、17年分及び18年分の源泉徴収簿から、16年12月28日は25万円、17年7月29日は35万円、同年12月29日及び18年7月31日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑤について、B社の元顧問税理士から提出された申立人に係る平成18年分の源泉徴収簿及び申立人から提出された普通預金通帳により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑥について、前述の普通預金通帳及び複数の元同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿及び普通預金通帳の記録から、平成18年12月29日及び19年7月31日は32万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主から当時の社会保険事務を一任されていた担当者は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14919

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月28日及び17年7月29日は45万円、同年12月29日及び18年7月31日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月29日
④ 平成18年7月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元顧問税理士から提出された申立人に係る平成16年分、17年分及び18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及びB金融機関から提出された申立人に係る取引履歴調査結果により、申立人は、申立期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、前述の平成16年分、17年分及び18年分の源泉徴収簿の記録から、16年12月28日及び17年7月29日は45万円、同年12月29日及び18年7月31日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を1万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から35年4月1日まで
② 昭和42年10月1日から43年10月1日まで
③ 平成元年10月1日から2年7月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②については、昇給し給与が増額しているにもかかわらず、申立期間①の標準報酬月額は従前と同額であり、申立期間②の標準報酬月額は従前よりも減額されている。

また、C社に勤務した期間のうち、申立期間③についても、給与が減額されることはなかったにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額は従前よりも減額されていることに納得できない。

調査の上、申立期間①、②及び③の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における昭和34年10月の定時決定の記録が無く、33年10月から35年3月までの標準報酬月額は1万4,000円（10等級）であるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の欄には、34年10月の定時決定の記録が確認でき、等級欄には「11」と記載されていることが確認できる。

したがって、事業主は、昭和34年10月の定時決定により、厚生年金保険に係る標準報酬月額が1万6,000円（11等級）である旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

2 申立期間②について、B社は、「当時の賃金台帳、標準報酬月額決定通知

書等の資料は保管しておらず、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している上、元同僚は、「申立期間②当時の経理事務及び社会保険事務のそれぞれの責任者は、既に死亡している。」と陳述していることから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、元同僚から提出された申立期間②当時の給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が訂正されているなどの不自然な点は見られない。

- 3 申立期間③について、C社は、「当時の賃金台帳、標準報酬月額決定通知書等の資料は保管しておらず、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している上、複数の元同僚が当時の経理担当者であったとする者に照会したが回答を得られないことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、元同僚から提出された申立期間③当時の給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、C社に係る被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が訂正されたなどの不自然な点は見られない。

- 4 このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14921

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は11万4,000円、同年12月15日は11万6,000円、16年7月15日は13万円、同年12月15日は12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与に係る給与明細書により、申立人は、申立期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万4,000円、申立期間②は11万6,000円、申立期間③は13万円、申立期間④は12万2,000円とすることが妥当である。

また、当該賞与の支払日については、前述の給与明細書に支払日の記載は無いが、申立人の普通預金元帳の記録から、申立期間①は平成15年7月18日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は16年7月15日、申立期間④は同

年12月15日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14922

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日及び同年12月15日は7万円、16年7月15日は9万9,000円、同年12月15日は9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、A社から提出された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③について、申立人から提出された平成16年分給与所得の源泉徴収票、B金融機関から提出された預金取引明細表及び申立人と同職種の同僚から提出された賞与に係る給与明細書から判断すると、申立人は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び預金取引明細表の記録から、平成15年7月18日及び同年12月15日は7万円、16年7月15日は

9万9,000円、同年12月15日は9万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14923

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は25万円、同年12月15日は25万2,000円、16年7月15日は25万5,000円、同年12月15日は25万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、A社から提出された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③について、B銀行から提出された普通預金等取引明細及び申立人と同職種の同僚から提出された賞与に係る給与明細書から判断すると、申立人は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び普通預金等取引明細の記録から、平成15年7月18日は25万円、同年12月15日は25万2,000

円、16年7月15日は25万5,000円、同年12月15日は25万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

昭和34年6月にA社に入社し39年2月に退職するまで、1日の空白も無く継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B営業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「申立人を含む16人は、申立期間においてB営業所に勤務していたと思われる。」旨回答していることから、昭和37年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和37年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和37年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年5月12日は2万1,000円、同年8月29日は34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月
② 平成15年8月

「A事業所」から申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。当該期間の賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、上記賞与明細書に支給日の記載は無いが、同僚から提出された預金通帳で確認できる振込日から、申立期間①は平成15年5月12日、申立期間②は同年8月29日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成15年5月12日は2万

1,000円、同年8月29日は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成4年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成4年8月から5年7月までは17万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から6年1月までは17万円、同年2月から同年10月までの期間及び7年7月から8年9月までの期間は18万円、9年2月から同年9月までは19万円、13年3月から15年7月までは20万円、16年4月、同年8月及び同年11月は22万円、17年1月は24万円、同年3月は22万円、18年9月及び同年10月は19万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円、19年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は22万円、20年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は24万円、同年6月は19万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年7月31日は18万円、同年12月25日は17万6,000円、16年8月5日は19万円、17年1月17日は24万円、同年8月10日は20万円、同年12月15日は17万7,000円、18年8月5日は18万9,000円、同年12月27日は16万7,000円、19年7月19日は19万6,000円、同年12月27日及び20年8月13日は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年7月31日、同年12月25日、16年8月5日、17年1月17日、同年8月10日、18年8月5日、同年12月27日及び19年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（当該期間の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る平成17年12月15日、19年7月19日及び20年8月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成20年8月13日の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を

履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 4 年 8 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 31 日
④ 平成 15 年 12 月 25 日
⑤ 平成 16 年 8 月 5 日
⑥ 平成 17 年 1 月 17 日
⑦ 平成 17 年 8 月 10 日
⑧ 平成 17 年 12 月 15 日
⑨ 平成 18 年 8 月 5 日
⑩ 平成 18 年 12 月 27 日
⑪ 平成 19 年 7 月 19 日
⑫ 平成 19 年 12 月 27 日
⑬ 平成 20 年 8 月 13 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成4年8月1日との回答を受けたが、厚生年金保険料は、同年7月分から控除されていた。(申立期間①)

また、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、実際の給与額及び賞与額よりも低く記録されている(申立期間②から⑦まで、⑨、⑩、⑫及び⑬)上、一部期間の標準賞与額の記録が無い(申立期間⑧及び⑪)ことが分かった。

申立期間の給料支払明細書及び賞与支払明細書等を提出するので、申立期間①を厚生年金保険被保険者であったことを認めるとともに、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③から⑬までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の厚

生年金保険料控除額及び支給総額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②から⑬までについて、申立人は、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書、賞与支払明細書、源泉徴収簿及びA社の従業員の平成20年1月から同年7月までの給与及び賞与が記載されている資料において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、当該期間のうち、平成4年8月から5年7月までは17万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から6年1月までは17万円、同年2月から同年10月までの期間及び7年7月から8年9月までの期間は18万円、9年2月から同年9月までは19万円、13年3月から15年7月までは20万円、16年4月、同年8月及び同年11月は22万円、17年1月は24万円、同年3月は22万円、18年9月及び同年10月は19万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円、19年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は22万円、20年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は24万円、同年6月は19万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(平成8年分から19年分まで)に記載されている標準報酬月額がオンライン記録と一致している上、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬月額を

社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給料支払明細書等で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成6年11月から7年6月まで、8年10月から9年1月まで、同年10月から13年2月まで、15年8月から16年3月まで、同年5月から同年7月まで、同年9月及び同年10月、同年12月、17年2月及び同年4月から18年8月までの期間については、前述の給料支払明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間③から⑬までの標準賞与額について、特例法に基づき、申立人から提出された賞与支払明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は18万円、同年12月25日は17万6,000円、16年8月5日は19万円、17年1月17日は24万円、同年8月10日は20万円、同年12月15日は17万7,000円、18年8月5日は18万9,000円、同年12月27日は16万7,000円、19年7月19日は19万6,000円、同年12月27日及び20年8月13日は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③から⑦まで、⑨、⑩及び⑫の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控え及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書に記載されている標準賞与額がオンライン記録と一致していることから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準賞与額に基づく賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、賞与明細書等で確認できる標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、申立人に係る申立期間⑧、⑪及び⑬の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成19年7月から同年11月までは16万円、同年12月は15万円、20年1月から同年3月までは16万円、同年4月及び同年5月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月12日から20年6月21日まで
② 平成19年12月30日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が実際に支給された給与支給額と相違しており、申立期間②に係る賞与の記録が無いことが判明した。

申立期間①及び②に係る給与支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これ

らの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び事業主から提出された賃金台帳により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成19年7月から同年11月までは16万円、同年12月は15万円、20年1月から同年3月までは16万円、同年4月及び同年5月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間に振替納付されている各月の社会保険料は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②の標準賞与額については、特例法に基づき、申立人から提出された賞与支払明細書及び事業主から提出された賞与台帳により確認できる賞与額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間に振替納付されている各月の社会保険料は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月30日の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年7月25日は58万円、21年12月28日は61万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成21年12月28日

年金事務所から、A社で勤務していた期間のうち、平成19年7月以降の賞与支払について、「年金記録に反映されていない。」と連絡を受けた。年金事務所に記録の訂正を求めたところ、申立期間①及び②については、賞与支給明細書が無いので記録訂正に至らなかった。

当該期間についても、賞与の支給を受け厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与振込口座の取引明細表により、申立人は、申立期間①及び②に賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、申立人に係る給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び市県民税課税（所得）証明書により確認できる社会保険料額は、各年のオンライン記録により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額に係る社会保険料を合算した額を上回っている。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間①及び②に係る賞与支給明細書により、当該元同僚の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表及び源

泉徴収票等から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 25 日は 58 万円、21 年 12 月 28 日は 61 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主から回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年3月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和25年12月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月20日から同年6月1日まで
② 昭和25年12月25日から26年2月26日まで

私は、高校を卒業後の昭和22年3月20日にA社に入社し、平成元年8月に退職するまでの期間、同社に継続して勤務したが、入社当初の厚生年金保険の被保険者期間が3か月欠落している上、同社C支店から同社D支店に異動となった際の被保険者記録も、同社C支店において25年12月25日に資格を喪失し、同社D支店において26年2月26日に資格を再取得しており、2か月欠落しているので、記録の訂正をお願いしたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の申立人に係る人事記録についての回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、当該期間において、A社C支店に勤務していたものと認められる。

また、B社は、「昭和22年当時、新卒者である社員の社会保険は入社時から

加入させており、申立人の給与から申立期間①の厚生年金保険料を控除したと
思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B社が保管する申立人に係る
人事記録に記載されているA社における入社当初の本俸から 210 円とすること
が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について
は、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料を納付したと回答
しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、
明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所（当時）
に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当た
らないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社の申立人に係る人事記録についての回答及び雇用
保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 25 年 12
月 25 日にA社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における
昭和 26 年 2 月の社会保険出張所の記録から、7,000 円とすることが妥当であ
る。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について
は、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料を納付したと回答
しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、
明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に行っ
たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない
ことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの期間及び61年8月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から60年3月まで
② 昭和61年8月から62年3月まで

私は、国民年金保険料を25年納付すれば年金がもらえると聞いていたので、昭和59年4月の保険料から納付を開始し、少したった頃に、年金が将来もらえなくなるとの噂^{うわさ}を聞いたことから、保険料納付を一時やめたが、その後、主婦も国民年金の加入が義務となるとの噂を聞き、その納付を再開した。

この再開時期の記憶は定かでないが、申立期間①の国民年金保険料については、昭和59年度中に納付を再開し、毎月、市の納付書で2か月分ずつを納付することによって、当該年度内に納付を終えているはずである。

申立期間②の国民年金保険料については、自営の事業所に定期的に来る金融機関の職員に、現金と納付書を言付け、国民健康保険料と一緒に毎月納付しており、納付が遅れたとして督促を受けて納付したことは今まで無いので、未納になっている記録がおかしい。

国民年金保険料を25年納付しないと年金がもらえないことを知っていたので、未納があるはずはなく、領収証書は既に捨ててしまったが、当時の確定申告書控えが残っており、当該控えに記載されている社会保険料控除額からも申立期間①及び②の保険料を納付していることが分かるはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料については昭和59年度内に納付しているはずであると主張しているところ、国民年金手帳記

号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 10 月 31 日に払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続時期は、当該払出しの頃と推認される。この場合、同年 4 月分からの保険料納付の開始時期は、当該手続時期の同年 10 月以降と考えられ、当該開始月から、申立人が申立期間①の保険料の納付を完了したとする 60 年 4 月（昭和 59 年度保険料の現年度納付期限）までの期間は最大で 7 か月しかないところ、当該短期間内に、数か月間納付を行い、その後には何か月か納付を休止し、さらに次には休止した期間を含む申立期間①（9 か月）の保険料を 2 か月分ずつ毎月納付し、当該年度内に納付を完了したとする申立人の主張には整合性がみられない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料の納付を再開したとする時期について、申立人の記憶は明確でないところ、申立人に係るオンライン記録によると、申立期間①直後の昭和 60 年度の保険料が昭和 61 年 12 月 29 日に一括して過年度納付されており、当該納付時点が前述の納付再開時期であるとすると、当該時点において、申立期間①のうち、59 年 7 月から同年 9 月までの期間については、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、前述の納付時点において、申立期間①のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間①の保険料について、督促を受けて納付した記憶は無いと陳述している。

申立期間②について、申立人に係るオンライン記録によると、昭和 63 年 9 月 7 日付けで過年度納付書が発行されているところ、当該納付書発行時点において、納付可能な未納期間は申立期間②であることから、当該過年度納付書は、申立期間②に対して発行されたものと推認される。この場合、申立人は、当該納付書を用いて申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能であったと考えられるが、申立人は、申立期間②の頃について、「金融機関の職員に依頼して、毎月、保険料を納付していた時期であり、遡って納付することは無い。」と陳述している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付を確認できる資料として、昭和 57 年から平成元年までの間の確定申告書控えを所持しており、当該確定申告書控えに記載されている社会保険料控除額については、税務署に国民年金及び国民健康保険の双方の領収証書を含む関係資料を持参し、当該窓口において職員等に資料を確認してもらいながら転記してもらったものであり、当該記載内容から、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済みであることが分かるはずであると主張している。

そこで、申立人から提出された確定申告書控えのうち、申立期間に関わる昭和 59 年から 63 年までの各年の確定申告書控えに記載されている社会保険料控除額から、当時の A 県 B 市の広報誌及び A 県からの入手資料を基に推定した申

立人の各年における国民健康保険料額を減じたところ、当該減算後の額は、申立人に係るオンライン記録により確認できる各年における国民年金保険料の実際の納付額とおおむね一致しており、このほかに、当該確定申告書控えの記載内容からは、申立期間①及び②の保険料の納付をうかがうことはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年1月まで

私は、昭和48年9月5日にA県B市（現在は、C市）の市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入後の昭和48年9月から結婚した49年1月までの国民年金保険料は、家族が家族の保険料と一緒にD組織に納付してくれたと思う。

また、20歳から昭和48年8月までの国民年金保険料については、前述の加入手続の際、届出用紙に20歳からの保険料を納付できるのであれば納付する旨を記載したので、同年11月頃に、20歳からの保険料を納付できるという案内が届き、49年1月頃に母に2万円前後を渡し、両親のいずれかが当該保険料を納付してくれたと思う。

ところが、私が結婚してE県F市に居住していた昭和49年3月から50年3月までの間に、私の20歳からの国民年金保険料が未納で、期限を過ぎると納付できなくなり、過去の納付と重複しても当該重複の保険料は返金される旨の納付勧奨の電話があったので、郵便局で2万円前後の保険料を納付した。

こうしたことは、加入手続時に氏名を「G姓H名（旧I名）」と記載したことが原因だと思っているが、申立期間の国民年金保険料については、両親のいずれかと私とが重複して保険料を納付し、その後、一方の保険料を還付してもらった記憶があるので、納付済みであることは間違いない。

現在、領収証書を紛失し、証明できる資料を所持していないが、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月に払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年 10 月頃に行われたものと推認され、このことと 48 年 9 月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は 51 年 9 月 11 日と記されており、当該資格取得日は、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に記録されている資格取得日と一致していることからすると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うほか、B 市を管轄していた J 社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人及びその両親が重複して納付したため、そのうちの一方の保険料を還付してもらったとしているが、前述の国民年金被保険者台帳には、申立期間の保険料が還付された旨の事跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の両親は既に亡くなっているため、保険料の納付に係る状況を確認できない上、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年1月まで

私は、昭和43年1月に、両親から、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付すると聞いた。当時、学生だったので、父が、A県B市役所において私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

母が、定期的に自宅に来ていたC組織の人に家族の国民年金保険料を納付していたことを覚えており、婚姻（昭和46年2月*日）するまでは、母が、私の保険料を家族の保険料と一緒に納付してくれたはずである。

両親は既に死亡しており、申立期間に係る加入手続及び国民年金保険料納付に関する詳細は分からないが、家族のうち私以外（両親、兄夫婦及び弟）は、全員、保険料を納付していることから、母が私の保険料だけ納付していなかったとは思えない。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はD県E市において昭和50年12月12日に払い出されており、申立人から提出された年金手帳及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該手帳記号番号において初めて国民年金被保険者資格を取得した日は同年11月4日であり、当該資格取得日前の国民年金被保険者記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の父親がB市において申立人に係る国民年金の加入手続を行った場合、同市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されることになると

ころ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地である同市における各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡している上、申立人は、義姉（兄の妻）及びほかの兄弟も当時の詳しいことは分からないと言っていると陳述していることから、申立人の当該期間当時の加入手続及び保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年9月まで

私は、昭和53年4月頃、特例納付制度が実施されることを聞き、A県B市役所C支所（当時）に出向いて、制度について問い合わせたところ、同支所の職員から、過去の全ての未納期間について国民年金保険料を遡って納付することが可能であり、その特例措置は今回が最後である旨の説明を受けた。

当時は、銀行口座に国民年金保険料納付の原資となる預金があったので、過去の全ての未納期間を一括で納付する旨を伝えると、職員から、「計算するから。」と言われ、しばらく待たされた後、金額を書いたメモを渡され、二日後の午後2時頃に再来所するように指示された。なお、当該職員から、計算間違いがあるといけないので、念のため1年分の保険料相当額を余分に納付するよう勧められたが、それは断った。

昭和53年4月5日に銀行口座から55万円の現金を引き出し、当面の生活費を差し引いた上で指定された金額を指定された日時（二日後の午後2時）にB市役所C支所に持参すると、前回説明してくれた職員が同支所に一人で勤務しており、ほかに来所者もいなかったのが不自然に思ったが、同職員に持参した現金を手渡した。当該指定された納付金額は覚えていないが、用意した茶封筒に入れても封ができず、縦に立つほどの厚みがある大金であった。その際に納付書を使用したかは覚えておらず、仮の領収書を受け取ったような気もするが、現在は残っていない。

また、平成21年になってD社会保険事務所（当時）から6か月分の納付記録が見付かったとの連絡を受け、申立期間直後である昭和45年10月から46年3月までの期間が未納から納付済みに記録訂正された。このほか、私の記録には、44年1月18日に届け出た記憶の無い、結婚に伴う強制から任意への被保険者資格の変更もあるなど、国の年金記録管理について、不合理

な点があることを指摘せざるを得ない。

一方、昭和 35 年 10 月当時、私は、大学に通っていたが、父から、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたことを聞いたことがあるが、いつまで納付してくれたのか、住民票上の住所を E 県の実家としていたのか、F 県 G 区の実際の住所としていたのかは分からない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「昭和 53 年 4 月頃に B 市役所 C 支所において、第 3 回特例納付を利用し、同市職員に現金により納付した。」と申し立てているが、第 3 回特例納付制度が実施されたのは 53 年 7 月 1 日からであり、同年 4 月の時点において特例納付はできない上、特例納付の保険料は、通常、市役所職員は徴収できないことから、申立人が主張する納付時期及び納付場所が制度と符合せず、主張どおりの時期及び場所において、申立期間の保険料を特例納付することは困難である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の特例納付に係る納付書の入手方法及び形状等について記憶していないなど、申立期間の保険料納付に関する具体的な状況は不明である。

さらに、申立人は、「父から、私の申立期間の前半の国民年金保険料について、父が納付してくれていたことを聞いた。」と陳述していることから、申立人の実家があったとする E 県 H 市、実際に住んでいたとする F 県 G 区及び I 区等、申立期間当時申立人の住民票上の住所があった可能性のある市区町村において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無につき、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6757

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

私が昭和37年3月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

母から妻に引き継がれた私の国民年金手帳を見ると、一旦、昭和37年3月8日と記載された資格取得日が、一本線で消され、39年4月1日に訂正されている。

また、国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録のページには契印は見当たらないのに、38年度の印紙検認記録のページには契印が押された形跡が見られ、作為的な不備とも思える取扱いが散見されるので、もう一度私の記録を調べ直してほしい。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間に係る国民年金保険料は母が納付してくれたはずである。」と申し立てている。

しかし、申立人は、「私は、国民年金保険料の納付及び加入手続には、直接関与していないことから、具体的なことは分からない。」と陳述している上、申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付についての具体的な状況は不明である。

また、申立人から提出された国民年金手帳の記載を見ると、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和39年3月頃であると推認できることから、申立期間のほぼ全ての期間の国民年金保険料は遡って納付することとなるが、申立人から遡って納付した旨の陳述は得られない上、申立人に係るA県B市C区の国

国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年4月1日となっており、特殊台帳の記載と一致し、申立期間は未加入期間となっていることから、当該期間に係る保険料は、制度上、納付することは困難である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

なお、申立人は、i) 自身が所持する国民年金手帳の資格取得日が「昭和37年3月8日」から「39年4月1日」に一本線で訂正され、訂正印が無いこと、ii) 当該手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録のページには契印が見当たらないのに、38年度の印紙検認記録のページに契印が押されていることなどから、申立期間に係る自身の年金記録に強い不信感を持っていると主張しているが、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の資格取得日は、前述のとおり、いずれも訂正後の日付である昭和39年4月1日となっており、訂正された事跡は見当たらない上、上述の契印について、昭和36年度及び37年度に押されていない理由は不明であるが、38年度については、当時の国民年金市町村事務取扱準則によると、国民年金手帳に検認台紙があるときは、検認印により切り取り線上に契印し、検認台紙を国民年金手帳から切り離すこととされており、当時の取扱いと符合していることから、これらが申立人の申立期間に係る納付記録の欠落につながるものとするのは困難である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿(大阪)厚生年金 事案 14930(大阪厚生年金事案 4517 及び 7767 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 26 日から 24 年 9 月頃まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A組織に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に対して、年金記録の訂正を求める申立てを過去に2回行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、近隣にあったB組織は申立期間においても厚生年金保険の適用事業所であるのに、A組織が勤務期間の途中で適用事業所でなくなっているはずがないので、年金記録の訂正が認められないという判断には納得がいかない。

日本全国に同様の組織があり、仕事をしていたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の記録では、A組織は、昭和 22 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではないこと、ii) 申立人の申立期間に係る保険料控除について、申立人が記憶する元同僚から有力な陳述が得られず、同組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できるほかの元従業員についても、死亡又は連絡先不明のため申立人の申立期間当時の事情を確認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 21 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

次に、申立人は、A組織の設立経緯、解散時期、役員氏名、所在地及び申立期間当時の仕事内容等を記載した文書を提出し、申立てを行ったが、当該申立

てについては、i) 申立人から新たに提出された文書の内容からは、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる新たな事情は確認できないこと、ii) 事業所名に類似名を含むC県内の適用事業所について調査したところ、複数の事業所が、A組織と同様に、昭和22年2月26日から同年4月1日までに適用事業所でなくなっており、その後に改めて適用事業所となることはなかったことなどを理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年10月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回と同様に、近隣のB組織は申立期間においても厚生年金保険の適用事業所であるのに、A組織が自身の勤務期間中に適用事業所でなくなっているはずがないとして、自身の年金記録の訂正が認められないことは納得できないと主張している。

そこで、法人登記簿の記録を見ると、A組織は、昭和22年3月*日に解散しているものの、類似名称のD組織が同年4月4日から27年4月28日まで法人登記されていることが確認できることから、当該両事業所は所在地が同一である上、A組織の解散時における複数の役員が、D組織の設立時における役員として登記されており、これらのことから、A組織が行っていた事業は、同組織解散後もD組織が引き継いでいたものと考えられる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録において、D組織が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する複数の元同僚について、新たに所在の判明した者はおらず、これらの者から申立人の申立期間当時の事情を確認することができない。

このほかに、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。